

はえ縄漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推定機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
10-1-1	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(ただし、安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	周年
10-1-2	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ直線との間の海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第7号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の海域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67号、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	国東市又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
10-1-3	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。))に住所を有する者	周年
10-1-4	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ直線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木又は大字木佐上に住所を有する者	周年
10-1-5	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ直線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、津久見市又は佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。))に住所を有する者	周年
10-1-6	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。))又は津久見市(大字保戸島を除く。))に住所を有する者	周年
10-1-7	ふぐはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線以南の大分県海域。ただし、津久見市以北の海域においては共同漁業権の漁場区域を除く。	8月20日から翌年の3月31日まで	佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。))に住所を有する者	周年

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
10-2-1	はもはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線以南の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	8月1日から翌年の3月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、又は津久見市(大字保戸島を除く。))に住所を有する者	周年
10-2-2	はもはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	5月1日から9月30日まで	佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。))に住所を有する者	周年
10-3-1	たい、はもはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎、大分市関崎及び愛媛県佐田岬を順次に結んだ直線との間の海域であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル(共第7号及び共第8号の漁場区域においては1,000メートル)以内の海域を除いた大分県海域。ただし、共第12号、共第22号、共第67号、共第69号及び共第70号の漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
10-3-2	たい、はもはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。))に住所を有する者	周年
10-3-4	たい、はもはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線との間の大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市磯崎とを結んだ直線以西の海域、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	(たい) 1月1日から12月31日まで (はも) 7月1日から翌年の3月31日まで	臼杵市(野津町を除く。))又は津久見市大字保戸島に住所を有する者	周年
10-4-3	たいはえ縄漁業	定めなし	定めなし	定めなし	(油をつけた餌料を使用しないもの) 大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ直線以南の大分県海域	1月1日から12月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、津久見市又は佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。))に住所を有する者	周年
		16人	定めなし	定めなし	(油をつけた餌料を使用するもの) 1 次のイ、ロ及びびへの各点を順次に結んだ直線以内の海域 イ 大分市串ヶ鼻 ロ 津久見市地無垢島西端と串ヶ鼻とを結んだ線上地無垢島西端から2,000メートルの点	4月1日から12月31日まで	大分市(大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋に限る。)、臼杵市(野津町を除く。)、津久見市又は佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。))に住所を有する者	令和5年4月18日から令和5年5月18日まで

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					ハ 同市大字四浦字高井の北端 ニ 佐伯市上浦浦戸崎と愛媛県南宇和郡西海町横島北端とを結んだ直線以南の大分県海域。ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びビの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域を除く。 イ 佐伯市鶴見大島立花鼻と同市鶴見梶寄浦ビシャコバエ頂上とを結んだ線上立花鼻から600メートルの点 ロ 佐伯市鶴見大字梶寄浦と大字丹賀浦との境界(ウノハエ)と大島スリオトシとを結んだ線上スリオトシから200メートルの点 ハ 大島赤鼻と佐伯市鶴見白崎鼻とを結んだ線上赤鼻から300メートルの点 ニ 佐伯市高手島頂上と同市竹ヶ島頂上とを結んだ線上高手島頂上から1,000メートルの点 ホ 高手島頂上から0度(磁針方位)1,000メートルの点 ヘ 大島先の瀬頂上から0度(磁針方位)1,000メートルの点 ト 先の瀬頂上から90度(磁針方位)1,000メートルの点 チ 先の瀬頂上から135度(磁針方位)1,000メートルの点			

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和5年7月1日から令和10年6月30日までとする。